（注２）　熊本県及び鹿児島県においては昭和44年11月末までに生まれた方、あるいは、新潟県においては昭和41年11月末までに生まれた方については、胎児期のばく露の可能性を考慮して、救済措置の地域要件（③に詳述）、症候要件（⑵⑥に詳述）と併せて総合的に判断することとします。

また、熊本県及び鹿児島県においては昭和44年11月末以降に、新潟県においては昭和41年11月末以降に生まれた方であっても、臍帯、胎毛筆（赤ちゃん筆）の毛又は（妊娠中の）母親の毛髪における高濃度のメチル水銀のばく露の可能性を示すデータなどの科学的なデータのある方については、どこでメチル水銀のばく露を受けた可能性があるか原因を確認した上で、救済措置の地域要件、症候要件と併せて総合的に判断することとします。

③　「対象地域」とは、そこに居住している方が、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、水俣病患者が多発した地域として関係県が具体的に定める地域です。なお、この地域に相当の期間居住していなくても、②㈠に当たる方は、①の症状があれば対象となります。

④　亡くなられた方については、認定審査会の提出資料その他公的な診断による資料がある方は、その資料により申請することができます。⑵による判定の結果、対象となられた場合には、遺族の方に一時金を支給します。

⑵　対象となる方の判定方法

①　国及び関係県は、申請受付の広報を徹底し、救済措置を受ける必要のある方が、確実に申請していただけるよう努めます。

②　一時金等の申請をした方は、関係県が指定する医療機関（注３）（以下、「指定医療機関」といいます。）の医師による診断を受けていただきます。

③　関係県は、各県が設置する判定検討会の意見を聴いて、一時金等対象者を判定します。

④　判定検討会における一時金等対象者の判定は、指定医療機関の医師による診断の検査所見書及び申請者が任意に提出する医師（注４）の診断書（以下、「提出診断書」といいます。）を総合して行います（注５）。

（注３）　指定医療機関

国立水俣病総合研究センター及び神経科若しくは神経内科があり、かつ、次の㈠㈡の要件のいずれをも満たす医師が在籍している公的医療機関から、申請される方の利便の観点から所在地を勘案して県が指定する機関とします。

㈠　現在、神経内科、神経科又は精神科のある医療機関に在籍していること。

㈡　一定の施設基準を満たす医療機関に３年以上在籍した経験を有し、かつ、１年以上の臨床神経学的診療経験を有すること。

（注４）　申請者が任意に提出する、提出診断書を発行する医師の要件

（注３）㈠及び㈡の要件のいずれをも満たす医師とします。

（注５）　なお、④の提出診断書が申請から３ヶ月以内に提出されなかった場合は、検査所見書のみによって判定を行うことになります。

⑤　検査所見書の様式は、申請する方の居住歴などメチル水銀ばく露に関する疫学要件や提出診断書における診断内容等が参照しやすいものを、環境大臣が定めます。

⑥　対象となる症状

㈠　検査所見書と提出診断書の両方の診断書において四肢末梢優位又は全身性の感覚障害がある場合は、対象となります。

㈡　四肢末梢優位の乖離性の感覚障害は、全身性の感覚障害と同等に扱います。

㈢　㈠に該当しない場合で、いずれか一方の診断書において四肢末梢優位又は全身性の感覚障害がある場合は、他方の診断書における次の所見を踏まえ、判定検討会における総合判断により判定します。

・口周囲の触覚又は痛覚の感覚障害
・舌の二点識別覚の障害
・求心性視野狭窄

⑦　提出された資料のみでは四肢末梢優位の感覚障害などが認められない方であっても、ご家族の中に既に認定患者となられた方がいらっしゃるなど、メチル水銀の影響を受けた可能性が高い一定の要件を満たすと判定検討会が認める方については、判定検討会は、もう１回、検査所見書又は提出診断書の追加提出を受け付け、再検討することとします。

⑧　なお、関係県が判定検討会の委員を選任する際には、原則として、判定を受けられる個々人の検査所見書又は提出診断書を作成した医師を選任しないこととします。しかし、選任すべき特段の理由がある場合は、これを認めることとします。この場合は、当該委員が作成した診断書を用いた判定には参加できないこととし、この判定には、別途選任する臨時委員が参加できることとします。

⑶　支給内容

一時金等対象者となることが決まった方は、以下の支給が受けられることとなります。

①　一時金

関係事業者は、一時金等対象者に対して、一時金として次の金額を支給します（注６）。

（注６）　ここでの関係事業者とは、熊本県及び鹿児島県関係はチッソ株式会社、新潟県関係は昭和電工株式会社を指します。以下、支給等に関する規定については、同じとします。

㈠　一時金等対象者一人当たりの金額

210万円

㈡　一時金等対象者であって、一時金の支給等を要望する活動を行ってきた次の団体に所属している方に関しては、一人当たりの金額の他に一定の金額を加算します。この金額については所属する団体ごとに次に定める金額とします。

水俣病出水の会　　20億円

上記金額のほか、社会福祉法人を設立し、鹿児島県出水市又は近隣市町村において、胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業を行うための施設整備費及び10年以上の運営費に充てる金額として９億５千万円を同団体に所属している一時金等対象者に加算します。

水俣病被害者芦北の会　１億６千万円

水俣病被害者獅子島の会　　４千万円

㈢　一時金の加算金額は、当該団体に対し一括して支給し、団体の合意によりこれを各人に対して配分するものとします。その支給に当たっては、団体の会員の方々が、団体として一括して一時金の加算金額の支給を受けること及び関係事業者や国・関係県との間で争いのある状態を終了させることについて合意することが必要です。

②　療養費

関係県は、一時金等対象者に水俣病被害者手帳を交付します。水俣病被害者手帳の交付を受けた方が、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けたことによって発症すると考えられる症状（以下、「特定症状」といいます。）に関連して、社会保険各法の規定による療養を受けたときは、社会保険の医療費の自己負担分を支給します。

また、関係県は、水俣病被害者手帳の交付を受けた方が特定症状の軽減を図るために、はり師又はきゅう師から、はり又はきゅうの施術を受けたときや、温泉療養を行ったときは、月7,500円を上限として、要した費用を支給します。

③　療養手当

関係県は、一時金等対象者が特定症状に関連して社会保険各法の規定による療養を受けたときは、療養手当として次の金額を支給します。

入院による療養を受けた方

１月につき１万7,700円

通院による療養を受けた日数が１日以上の70歳以上の方

１月につき１万5,900円

通院による療養を受けた日数が１日以上の70歳未満の方

１月につき１万2,900円